

ベトナムにおける物品デザインの 商標的保護について

BMVN International LLC

Tran Manh Hung

(弁護士)



BMVN International LLC は、全世界 77 事務所・従業員 12,000 名以上を擁する総合法律事務所 Baker & McKenzie グループの一員として、ベトナムにおいて現在 40 人以上の弁護士により知的財産を含む総合的な法務サービスを提供している。Hung 氏は主に知的財産分野に従事しており、15 年以上の経験を有する主任弁護士である。

現状

ベトナムでは、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国として、意匠の登録手続を通じて、プロダクトデザインを保護するための新たな手段を採用した。この措置には、2005 年知的財産法の 2009 年改正法（以下「知財法」と称する）に規定された関連規則が伴っている。

この規則がプロダクトデザイン保護に有用なものであってくれればという希望に反して、幾つか不十分な点が存在する。現実には、競合他社がデザインを模倣するだけでなく、商標権侵害を回避するために類似デザインを用いた上で自社ブランドで販売したりすることもある。そのため、現状ではプロダクトデザイン保護に対して、関連規則が適切に機能しているとは言い難い。

工業意匠制度に基づくプロダクトデザインの保護

ベトナム知財法に基づく意匠とは、三次元の形状、線、色もしくはこれら要素の組合せにより実現される製品の外観をいう。プロダクトデザインが意匠保護の対象として認められるためには、新規で独創的であり、かつ産業上の利用可能性があるという要件を満たしていなければならない。これらの非常に厳格な要件にも関わらず、意匠登録を通じたプロダクトデザインの保護が適用されるのは最長でも 15 年間である（2 回を上限とする更新を計算に入れた期間）。

さらに、意匠権侵害が認定される条件として、模倣デザインが、登録意匠と同一もしくは実質的に同一である場合に限られるため、意匠権侵害に基づく権利行使が

難しい場合がある。その一方で、実質的同一の程度に関して知財法で規定されていないため、結果的に意匠権侵害の判定にばらつきが生じている。

著作権制度に基づくプロダクトデザインの保護

ベトナム知財法によれば、著作権とは、自らが所有しまたは創作した著作物に対する組織および個人の権利である。そのため、知財法により著作権保護を適用される著作物の種類には、文芸著作物、芸術著作物、学術著作物がある。著作権適格な芸術著作物には様々なものがあるが、造形美術著作物と応用美術著作物もその中に含まれる。特に応用美術著作物については、最初の公開日から最長 75 年間の保護が知財法により与えられている。

ただし、著作権侵害に基づく権利行使に関しては、現行の関連法規がオリジナルの著作物の完全模倣のみに適用されており、類似著作物を利用する行為には適用されない。

それゆえ、著作権保護は、保護期間の長さやプロダクトデザインの著作権登録を求める際の費用という点ではメリットがあるが、権利行使という点ではプロダクトデザインの所有者にとってあまりメリットがないことになる。

商標制度に基づくプロダクトデザインの保護

ベトナム知財法上、識別性を含む登録要件を満たすことで商標登録が付与され、登録商標を使用し続け、10 年毎に更新手数料を支払うことを条件として、無期限の保護が与えられる。さらに、第三者が登録商標に類似した商標を類似の商品やサービスについて使用する行為に対して、商標権侵害に基づいた権利行使が可能である。

固有もしくは獲得した識別性を有するプロダクトデザイン(すなわち形状もしくは形態)とは、「通達 No.01/2007/TT-BKHCN」(以下「通達 01 号」と称する)の規定によれば、図形標識のほとんどは、以下条件に該当しない限り、固有の識別性を持つと見なされる。

(i)円、楕円、三角形、四角形等の一般的な形状もしくは幾何学的な形状または単純な図、単に製品もしくは製品パッケージの地模様もしくは装飾模様として使用される図画もしくは画像

(ii) 構成要素が複雑であり、消費者がその細部を容易に知覚・記憶できない図画もしくは画像（極端に多くの画像もしくは線の組合せや重なり合いから構成される標識など）

(iii) 一般に使用されている図画、画像、紋章もしくはシンボル

(iv) デザインが使用される製品、その製造場所および製法、地理的原産地、種類、数量、品質、特性、組成、効用、価値その他の特徴を説明する機能を果たしている図画もしくは画像

製品の形状もしくは形態が上記識別性を持たない特徴を備えていても、使用を通じて出所表示機能を獲得している場合には、商標として登録される可能性が残されている。製品の形状もしくは形態に関する識別性は、消費者が最終的にそれを出所表示と認識している限りにおいて、商標権者の長年にわたる広範な宣伝活動を経て立証されることが多い。また、識別性を立証するために、当該デザインの使用開始日、使用範囲、当該デザインを採用した製品の事業内容、宣伝、マーケティング活動の内容などが証拠として利用できる。

不正競争防止制度に基づくプロダクトデザインの保護

ベトナム知財法に基づく「不正競争を抑止する権利」の目的は、欺瞞的な取引慣行から消費者および企業を保護することである。詳細には、プロダクトデザインの保護が不十分もしくは実行不能である場合（例えば、意匠権侵害に基づく権利行使が困難である場合、著作権侵害の実効性がない場合、商標権者が識別性を立証できないためプロダクトデザインを商標登録できない場合）、不正競争防止の枠組みは企業にとって一つの魅力的な選択肢である。

知財法は「不正競争行為」の具体的な定義を提示していないが、「不正競争行為」と見なされる一連の行為を示しており、以下の(i)もしくは(ii)に該当する商業的表示（中には「製品のパッケージもしくはラベルのデザインまたはその両方」も含まれる）の使用は不正競争行為に含まれる。

- (i) 事業者、事業活動、商品もしくはサービスの商業的出所に関して混同を生じさせるような表示の使用
- (ii) 商品もしくはサービスの原産地、製法、効用、品質、数量その他の特徴に関して混同を生じさせるような表示の使用

「通達 No. 11/2015/TT-BKHCHN」（以下「通達 11 号」と称する）の第 19 条 1 項(b)では、知財法第 130 条 2 項に規定された商業的表示に関して「パッケージデザイン」を含めており、詳細には、形状、模様、形態、文字、数字、色、体裁、色の配合などの要素の配置および組合せを含む商品パッケージのデザインおよび装飾であって、商品パッケージの特定の印象もしくは典型的な特徴を生じさせるものと定義されている。

ただし、政府は、産業財産分野における行政違反の制裁に関する 2013 年 8 月 29 日付の「政令 No. 99/2013/ND-CP」（以下「政令 99 号」と称する）と、競争法違反の処罰に関する競争法施行規則を示した「政令 No. 71/2014/ND-CP」（以下「政令 71 条」と称する）をそれぞれ発行しているが、両政令の管轄当局が異なっているため、不正競争事案の処理に問題が生じている。

結論として、企業のプロダクトデザインに対する十分かつ有効な保護の実現は、懸案事項として残されている。知財法は人間の創造性を保護しようとしているが、企業は率先して、利用可能な法的メカニズムを模索し、自らの創造的成果物を保護するのに最適な戦略の策定に取り組む必要がある。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)